黒部市議会議員政治倫理審査会報告書（概要版）

黒部市議会政治倫理審査会は、令和８年３月 25 日付で提出された審査請求事案（請求人：当時の総務管理部長、対象議員：計８名）について事情聴取等の審査を行い、以下の通り判断をまとめた。

１　請求人が主張する違反行為と審査会の判断

請求人からあった４つの請求項目に対し、審査会は外部専門家（弁護士３名）の関係者への調査等により作成された意見書等を踏まえ、「政治活動上の目的の正当性は否定できないものの、手段・態様において社会通念上の範囲を著しく超えており、条例第３条第７号が規定するハラスメントに該当する」に当たると判断した。

請求人からの請求項目（要約）	審査会の判断・見解
①議決を経ない過剰な調査要求 ②執行機関への過剰な調査要求	議員側の「市長のハラスメント調査の漏洩原因を究明する。」という**目的自体は政務活動の範囲内**であり、明らかに必要性がないとは言えないものの、今回の審査対象議員の行動が、地方自治法第 98 条に規定する範疇を超えていた。
③多数の議員・報道陣による威圧	一度拒否されているにもかかわらず、わずか５日後に「７名対１名」という圧倒的多数の構図を作り、多数の報道機関をあえて同席させて圧迫感のある空間とした点は、**社会通念上不相当な手段**である。
④百条委員会設置の示唆による脅し	刑事罰を伴う「百条委員会」の設置動議を任意の調査段階で持ち出すことは、一般職員に強い恐怖心を与えるに十分であり、資料請求の範囲を著しく逸脱した**事実上の回答強制（不相当な圧力）**である。

【総合結論】

二元代表制における議員の優越的な関係を背景に、一般職員の就業環境を著しく害し、多大な精神的苦痛を与えたものとして、政治倫理条例違反（ハラスメント）であると決議した。

２　市議会全体への再発防止策

（１）正当な議会手続きの再徹底： 行政への事実解明等は、議員の実力行使ではなく、本会議や委員会など地方自治法に則った透明な手続きで行うこと。

（２）ハラスメント防止研修の義務化： 今後、新たな任期中に１回以上、外部講師による特別職倫理研修を開催し、全議員に受講を義務付けること。

（令和 8 年 6 月 23 日公表／黒部議会政治倫理審査会 ）